

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立女性教育会館】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立女性教育会館

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 引き続き、管理部門経費の削減に努めている。</p> <p>● 該当なし(東京事務所は有しない。)</p> <p>● 該当なし(海外事務所は有しない。)</p> <p>● 該当なし(職員のための研修・宿泊施設は有しない。)</p> <p>○ 平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 対象となる契約については、一般競争入札の導入を徹底し、平成22年度は、水道料金、埼玉県から借り受けている土地借料の2件の随意契約以外は全て入札を実施済。平成23年度は水道料金、土地借料、電気料金の3件の随意契約以外は全て入札を実施済。</p> <p>平成24年度は、水道料金、土地借料、電力料金、郵便料(信書)の4件以外は、全て入札を実施。</p> <p>落札結果についてもHP上で公開している。引き続き、十分な広告期間の確保や新規応札者にもわかりやすい仕様書の提示等により一者応札・応募の削減に努める。</p> <p>&lt;金額ベース&gt;  H22: 一般競争193,347千円(79.6%)、随意契約49,768千円(20.4%)  H23: 一般競争167,947千円(74.3%)、随意契約58,017千円(25.7%)  H24: 一般競争179,991千円(73.2%)、65,941千円随意契約千円(26.8%)</p> <p>&lt;件数ベース&gt;  H22: 一般競争23件(92%) 随意契約2件(8%)  H23: 一般競争10件(76.9%)、随意契約3件(23.1%)  H24: 一般競争14件(77.8%)、随意契約4件(22.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立女性教育会館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人を有しない。)</p>

<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。	● 印刷業務、事務用品の購入等について一括調達を導入し、コストを削減している。共同調達については、現在のところ実施に適する案件はなかった。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 該当なし(研究開発は実施していない)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 窓口業務、施設業務、清掃業務等について、引き続き民間委託(競争入札)を実施し、サービスの質の維持向上と経費節減に努めている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 競争入札の徹底、旅費事務処理の簡素化を実施し経費を削減。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● ① 人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正」に準じた俸給表の改定を24年4月から実施、平成23年度の減額分を平成24年6月期末手当で調整。 ② 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の給与減額措置を24年4月から実施。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 給与水準について、国家公務員に準じ適切に設定されている。 (参考:ラスパイレス指数 H24:事務職83.9、研究職66.9 )
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	※記載不要
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長及び理事(1名)については、個別の額を公表している。 (H24実績:理事長12,496千円、理事11,110千円)
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、国家公務員に準じた額としており、さらに監事による監査及び評価委員会における事後評価を受けている。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 第2期中期目標期間(平成18～22年)には、一般管理費(期間目標値:平成17年度比▲15.0%)、事業費(期間目標値:平成17年度比▲5.0%)ともに目標の実績を達成。第3期(平成23～27年)は、平成22年度比で、一般管理費15.0%以上、業務経費5.0%以上の削減を目標に設定。平成24年度は、平成22年度比で一般管理費12.0%、業務経費は7.0%の削減を行った。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張経費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については国家公務員に準じている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 公務員給与の改定にあわせて謝金単価の見直しを行うなど、必要経費を積算段階から精査する取組を実施済。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 「内部監査規定」を定め、内部監査を適切に実施している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 事業実施にあたっては積極的に共催を検討・導入し、事業費の負担、講師謝金、広報費用等の削減を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 調査研究の成果物について出版しており、広報等により販売の促進を図る。(H22実績:142千円、H23実績:124千円、H24実績:89千円)</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)</p>

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。	1a	平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。 更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。 なお、施設使用料収入額は、74,256千円(平成22年度)から78,696千円(平成23年度)に増加した。	措置済み
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。	1a	平成23年度から、地方公共団体職員向けの研修対象者を「行政担当者」とされていたところ、「責任者」に限定し、より対象者を厳選した。また、課題についても、リーダーに求められるマネジメントに関する内容に焦点をあてるなど厳選している。 研修半年後に実施する研修成果の活用状況に関するフォローアップ調査について、平成22年度から研修プログラム中にフォローアップの重要性を説明する等、その趣旨の適切な理解を促し、回収率の向上を図った。(平成21年度69%、22年度75%、平成23年度79%) また、フォローアップアンケートから参加者のニーズを把握し、事業内容に反映させた。	措置済み
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。	2a	科学研究費補助金等の外部資金の積極的な活用や複数の調査票の同時送付等事務上の工夫により、事業の効果的・効率的な実施を図っている。 (科学研究費補助金実績 平成23年 3件、10,300千円→平成24年 5件、21,400千円)	引き続き事業の効率的実施を図る。
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。	2a	情報関係事業者へのヒアリングも行いながら、利用者の利便性向上と費用対効果を比較衡量しつつ、会館が保有するデータベースのうち受益者負担として課金することが適当なものを精査している。	受益者負担として課金することが適当なデータベースについて、引き続き精査する。

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。	1a	草原運動場とテニスコート(3面)を含む約36,000㎡を返却済。これにより、土地借料は41,946千円から18,086千円に削減された(削減額:23,859千円)	措置済み

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 事務及び事業の見直し	女性教育課員系事業	女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。	1	平成19年度限りで事業を廃止した。	措置済み
2 組織の見直し	組織体制の見直し	法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	研修及び調査研究に係る企画実施機能の強化及び業務の効率化を図るため、平成20年6月にチーム制を導入した。具体的にはプログラム研究会を設置し、業務を横断的に執行するための体制整備を行った。	措置済み
3 運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	館内に設置した外部資金の導入推進チーム及び利用促進本部により、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた検討を行い、定量的な目標を平成21年3月に策定した。	措置済み